

栃木市長 大川 秀子 様

栃木市議会  
議長 中島 克訓

岩舟総合運動公園サッカー専用スタジアム住民訴訟にかかる検証結果報告書  
に係る今後の取組について（要請）

令和6年1月29日付け岩舟総合運動公園サッカー専用スタジアム住民訴訟にかかる検証報告書につきましては、提示された改善策を執行部自らが遂行するものと期待しておりますが、今般、本市議会において同報告書の内容を検証した結果、執行部に対して具体的な取組等を要請することとなりました。

つきましては、趣旨内容をご理解の上、ご対応いただくようお願いいたします。なお、要請事項1、2については、改善結果をご報告いただくよう併せてお願いいたします。

【要請事項】

1 公文書の適正管理

行政の公文書については、関係法令に基づき適正な管理が行われるべきものである。

公文書には、会議記録も含まれ、その記録とは庁議等のみならず、意思決定過程における関係部署間等の協議記録についても作成し、適正に管理すべきものである。また、これらの協議記録は、後に判断根拠が問題となった場合に経緯等を確認する際に必要とされることに加えて、類似事案の処理の迅速化や平準化に資するものとして貴重な財産とすることができる。

今後においては、記録様式の統一化を図るとともに、出席者間における記録内容の確認、所属内での回覧及び文書保存までの流れ等を庁内で統一するなど、協議記録の作成及び保管の徹底に向けた改善を求める。

2 庁議の運営方法の改善等

庁議は、市長の意思決定のための助言及び審議又は協議を行う組織に位置づけられており、市長、副市長、教育長及び部長級職員などの幹部職員を構成員とし、市政全般に亘る豊富な経験や知識を生かして審議することでの的確な判断が行われると想定した合議体であると考えられる。

しかしながら、幹部職員は、行政を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、多くの事案に対応することが求められ、判断根拠となる関係法令の解釈、関連情報の収集及び社会情勢の調査等は担当部署において行われることが実態であると思われる。

このような中では、庁議の場において、幹部職員が明確かつ適正な根拠をもつて的確

な判断を行うためには、審議案件に係る情報の把握と確認が必須であることから、今後においては、説明・審議に担当部署を参画させるなど、制度の見直しを求める。

なお、庁議が合議体である以上、会議の場においては出席者が立場を超えて発言や議論を行うべきであり、そのような運営は制度の見直しだけで実現できるものではない。市民や市政にとってより良い決定が行えるよう市長を含む庁議出席者一人一人の意識改革を望む。

### 3 法令遵守の徹底

今般の事態を受け、事務処理全般について、関係法令の確認や参考図書による調査を行い、法令遵守の徹底を期待するところであるが、特に、今回の事案のように、裁量性の高い行為が関係する場合には、専門家に相談できる体制を整えるべきである。

また、上記の相談体制の整備に加えて、関係法令の確認、判断根拠の明確化には一定程度の時間が必要と考えられるので、幹部職員には、担当部署、職員にそれらを行うために必要な時間を与えることを期待する。

### 4 議会との緊密な連携と情報共有

今般の事態を招いた一因として、執行部からの提案に対する議会側の調査・審査に不十分な点があったと認識している。

このことから、議会としても、主な説明聴取の場となっている議員研究会において、重要案件の説明が行われる場合には、当該案件のみの研究会を開催する、又は複数回の会議の開催を前提として説明聴取と質疑応答を別日に行うなど、必要な議論が行えるように開催方法の工夫を行いたいと考えているので協力をお願いしたい。また、説明資料は関係法令等を明記するなど、内容の充実をお願いしたい。

さらに、議会は、執行権限のある市長側からの提案を審査することが主な役割となっているが、今後においては、自らが動いて調査・研究をすることにより、議員としての責務をより適切に果たしたいと考えており、議会側の提案による議員研究会の開催等など、能動的な調査の実施も検討しているので協力をお願いしたい。